

議案第3号

木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の一部改正について

木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例（平成30年木津川市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

水道事業管理者に給与の臨時特例を適用するため、所要の改正を行うものです。



## 木津川市条例第 号

木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の一部を  
改正する条例（案）

木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例（平成30年木津川  
市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木津川市長、副市長、水道事業管理者及び教育長の給与の臨時特例に関  
する条例

第1条中「平成33年」を「令和3年」に改め、「副市長」の次に「、水道事業管  
理者」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「副市長」の次に「、水道事業管理者」を加え、同条  
中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 水道事業管理者 100分の10

第4条中「副市長」の次に「、水道事業管理者」を加える。

附則第2項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



参考資料（議案第3号）

木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の一部を  
改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
木津川市長、副市長、 <u>水道事業管理者</u> 及び教育長の給与の臨時特例に関する条例	木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、平成30年4月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間(以下「特例期間」という。)において、市長、副市長、 <u>水道事業管理者</u> 及び教育長の給与を減ずる措置を講ずることを目的とする。	第1条 この条例は、平成30年4月1日から <u>平成33年3月31日</u> までの間(以下「特例期間」という。)において、市長、副市長及び教育長の給与を減ずる措置を講ずることを目的とする。
(市長等の給料月額の特例)	(市長等の給料月額の特例)
第2条 特例期間における市長、副市長、 <u>水道事業管理者</u> 及び教育長の給料月額は、木津川市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号。以下「特別職給与条例」という。）第3条及び木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年木津川市条例第4号。以下「教育長給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例第3条及び教育長給与条例第3条に	第2条 特例期間における市長、副市長及び教育長の給料月額は、木津川市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号。以下「特別職給与条例」という。）第3条及び木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年木津川市条例第4号。以下「教育長給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例第3条及び教育長給与条例第3条に定める給料月額

定める給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とし、地域手当及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、同様とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 水道事業管理者 100分の10

(4) (略)

第3条 (略)

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、市長、副市長、水道事業管理者及び教育長の給与に関する手続は、それぞれ特別職給与条例及び教育長給与条例の例による。

附 則

1 (略)

(失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

から、当該給料月額に次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とし、地域手当及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、同様とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

第3条 (略)

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、市長、副市長及び教育長の給与に関する手続は、それぞれ特別職給与条例及び教育長給与条例の例による。

附 則

1 (略)

(失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第3号 木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の一部改正について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	水道事業管理者に給与の臨時特例を適用するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	政策会議（1月29日）に提案、決定	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和2年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（      年度）	
	令和2年度：▲1,528千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	水道事業管理者に給与の臨時特例（10%減額）を適用します。	